

資 料

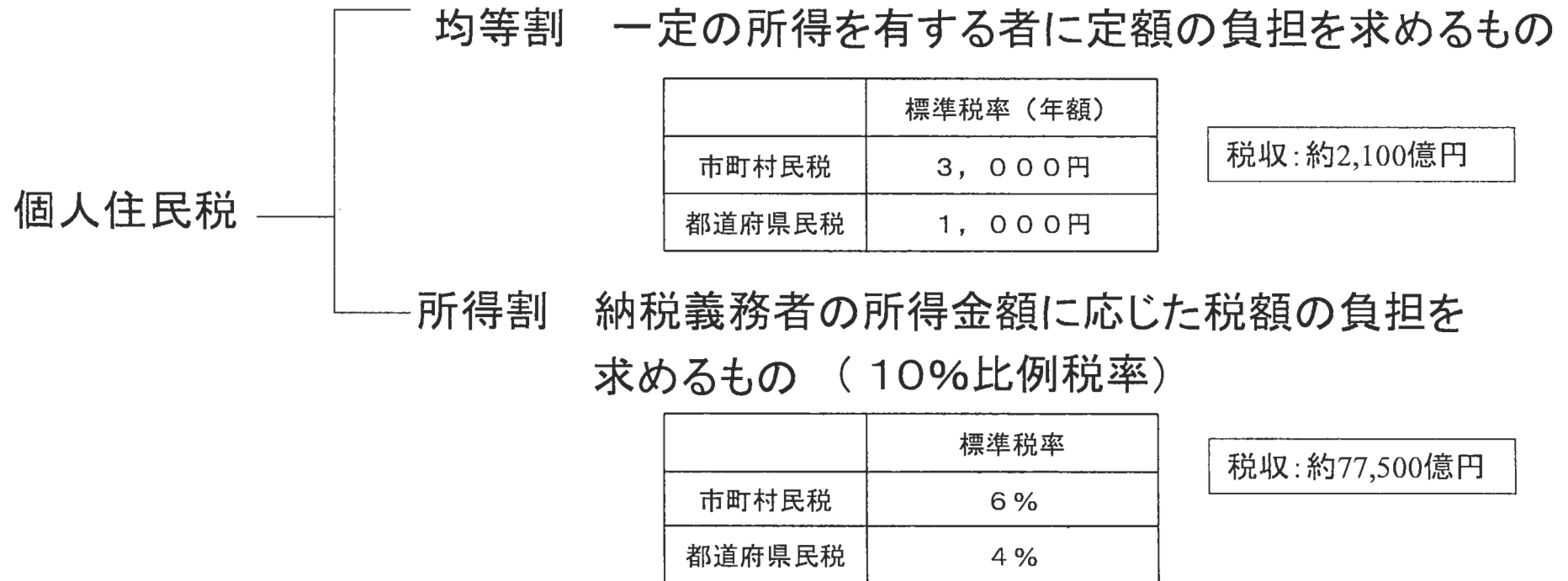
（個人住民税関係）

目 次

・ 個人住民税の概要	1
・ 金融・証券税制の概要（地方税）	2
・ 預貯金・株式投資関係税制における住民税	3
・ 平成18年度の税制改正に関する答申（抄）	4
・ 個人住民税均等割の標準税率の改正と税収額の推移（税率＝年額）	5
・ 住民1人当たり歳出決算額（平成16年度・一般財源等）	6
・ 個人所得課税に関する論点整理（抄）	7
・ 生命保険料控除・個人年金保険料控除（個人住民税）	8
・ 個人住民税における生命保険料控除等の適用状況	9
・ 平成18年度改正における地震保険料控除の創設（個人住民税）	10
・ 平成18年度の税制改正に関する答申（抄）	11
・ 公的年金受給者に係る税・社会保険料の徴収方法の比較	12
・ 税源移譲に伴う所得税・個人住民税の税額について	14
・ 平成19年の税額変動イメージ（月額）	15
・ 税源移譲に係る広報について	17

個人住民税の概要

- 個人住民税は、広く住民が地域社会の費用を分担するもの。
- 個人住民税には、市町村民税と都道府県民税がある。
- 納税義務者は、市区町村(都道府県)に住所を有する個人である。



- (注) 1. 18年度分までは、所得割について3段階の累進税率(5%、10%、13%)を適用。
2. 都道府県民税の徴収も市町村民税と併せて市区町村が行っている。
3. このほか、個人に課される住民税として、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割がある。
4. 税収は、平成17年度決算見込みベース。
5. 平成19年度分以降の所得割については、10%比例税率化されることにより、約3兆円の増収が生じる。

金融・証券税制の概要(地方税)

- 利子割、配当割、株式等譲渡所得割は、都道府県民税となっている。
- 市町村へは、都道府県が収入した金額の一定割合が交付される。

○利子割 利子等に対する課税

税率 5% (所得税15%と合わせ、20%)

○配当割 一定の上場株式等の配当等に対する課税

税率 5% (所得税15%と合わせ、20%)

(平成16年1月1日～平成20年3月31日の間は10%(住民税3%、所得税7%))

○株式等譲渡所得割 一定の特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得に対する課税

税率 5% (所得税15%と合わせ、20%)

(平成16年1月1日～平成19年12月31日の間は10%(住民税3%、所得税7%))

預貯金・株式投資関係税制における住民税

税率(%)

0 10 20

預貯金等

利子等

20%

住民税5%

所得税15%

上場株式・公募株式投信

配当・収益
分配金

軽減税率10%

←平成15年度～平成19年度

住民税3%

所得税7%

本則税率20%

住民税5%

所得税15%

※総合課税(配当控除適用)の選択可

譲渡益

軽減税率10%

←平成15年～平成19年

住民税3%

所得税7%

本則税率20%

住民税5%

所得税15%

非
上場
株式等

譲渡益

20%

住民税5%

所得税15%

(注)「非上場株式等の配当」については、総合課税

平成18年度の税制改正に関する答申（抄）

〔平成17年11月〕
政府税制調査会

二 主要な課題

1. 個人所得課税

個人住民税均等割の税率は、これまでの1人当たり国民所得等の伸びを勘案するとなお低い水準にとどまっており、その税率を引き上げる必要がある。その際、基礎自治体である市町村を重視することを検討すべきである。

個人住民税均等割の標準税率の改正と税収額の推移(税率＝年額)

(単位:円)

区 分（年度）			昭和25	昭和26	昭和29	昭和51	昭和55	昭和60	平成8	平成15	平成16	平成18
市 町 村 民 税	標 準 税 率	人口50万以上 の市	800	700	600	1,700	2,000	2,500	3,000	3,000	} 3,000	} 3,000
		人口5万以上 50万未満の市	600	500	400	1,200	1,500	2,000	2,500	2,500		
		その他の市 及び町村	400	300	200	700	1,000	1,500	2,000	2,000		
都道府県民税（標準税率）			—	—	100	300	500	700	1,000	1,000	1,000	1,000

(単位:億円、%)

均等割税収額 (A)	85	83	89	481	703	1,015	1,599	1,630	1,843	2,207
個人住民税収額 (B)	464	470	663	24,722	43,047	66,030	90,170	78,669	77,282	87,603
(A)／(B)	18.3	17.7	13.4	1.9	1.6	1.5	1.8	2.1	2.4	2.5

(注)「税収額」は、平成16年度以前は決算額、平成18年度は地方財政計画額である。

住民1人当たり歳出決算額(平成16年度・一般財源等)

清 掃 費	13, 251円
-------	----------

警 察 費	23, 983円
-------	----------

消 防 費	12, 778円
-------	----------

均等割の税率 年額4, 000円(月額約330円)

(注)上記の費目に係る歳出決算額(一般財源等)を住民基本台帳人口(平成17年3月31日現在)で除して算出。

個人所得課税に関する論点整理（抄）

平成17年6月21日

政府税制調査会基礎問題小委員会

5. 個人住民税

(1) 所得割

所得割の諸控除については、個人住民税の性格も踏まえて簡素化・集約化などの見直しを図り、課税ベースの拡大に努めるべきである。特に、税源移譲に伴い応益的な性格が強まることから、人的控除をはじめ各種の所得控除について、所得税とは独立して、整理合理化を図ることが望ましい。なかでも、生命保険料控除、損害保険料控除など政策誘導的な色彩の強い控除については、地方分権の観点からも、地方税である個人住民税においては速やかに整理すべきである。

生命保険料控除・個人年金保険料控除(個人住民税)

＜制度の概要＞

生命保険料又は個人年金保険料を支払った場合には、その支払保険料の額に応じて、それぞれ最高35,000円が「生命保険料控除」(昭和37年度創設)又は「個人年金保険料控除」(昭和60年度創設)として、所得控除できる。

生命保険料控除額の 具体的な計算方法	生命保険料(A)又は 個人年金保険料(B)の金額	控除額の計算式	①生命保険料	②個人年金保険料	控除額
	15,000円以下	(A)又は(B)の全額	(A)の金額を左の計算式 に当てはめて計算した金 額 (最高35,000円)	(B)の金額を左の計算式 に当てはめて計算した金 額 (最高35,000円)	計(①+②) (最高70,000円)
	15,001円から40,000円まで	(A)又は(B)×1/2+7,500円			
	40,001円から70,000円まで	(A)又は(B)×1/4+17,500円			
	70,001円以上	一律に35,000円			

(生命保険料控除)

区 分	納税義務者数	生命保険料控除	適用割合
平成 年度	万人	万人	%
12	5,163	4,252	82.4
13	5,126	4,174	81.4
14	5,081	4,103	80.8
15	4,997	3,997	80.0
16	4,996	3,951	79.1
17	5,136	4,009	78.1

(うち個人年金分)

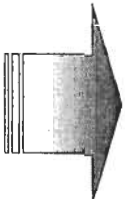
区 分	納税義務者数	個人年金保険料控除	適用割合
平成 年度	万人	万人	%
12	5,163	939	18.2
13	5,126	913	17.8
14	5,081	862	17.0
15	4,997	813	16.3
16	4,996	781	15.6
17	5,136	769	15.0

(備考) 1 「市町村税課税状況等の調」(総務省自治税務局)による。

2 生命保険料控除については、生命保険料分と個人年金保険料分を合計した適用状況である。

3 生命保険料控除及び個人年金保険料控除による減収額は、移譲前約910億円、移譲後約1,580億円である。

個人住民税における生命保険料控除等の適用状況

	生命保険料控除		損害保険料控除 (18改正：廃止)		地震保険料控除 (18改正：創設)
控除限度額	一般 3万5千円 個人年金 3万5千円 (最大 7万円)		長期 1万円 短期 2千円 (最大 1万円)		地震保険 2万5千円 長期(経過措置分) 1万円 (最大 2万5千円)
納税義務者数 (個人住民税所得割)	5,136万人		5,136万人		5,136万人
控除適用者数	4,009万人		2,332万人		1,300万人
控除適用者の割合	78.1%		45.4%		25.3%
減収額	約1,580億円 (移譲前：約910億円)		約90億円 (移譲前：約50億円)		約100億円 (うち経過措置分：約20億円)
適用者1人当たり税負担軽減額	約3,940円		約390円		約770円

- (注) 1 地震保険料控除の創設及び損害保険料控除の廃止については、いずれも平成20年度分以後の個人住民税から適用する。
- 2 「長期」とは、保険期間が10年以上で満期返戻金の支払いがあるものをいい、「短期」とはそれ以外のものをいう。
- 3 「長期(経過措置分)」とは、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等をいう。
- 4 「納税義務者数」並びに「控除適用者数」のうち生命保険料控除及び損害保険料控除に係るものは、「平成17年度市町村税課税状況等の調(総務省自治税務局)」による。また、「控除適用者数」のうち地震保険料控除に係るものは、地震保険等の契約状況を勘案して見込んでいる。
- 5 「減収額」は比例税率化後の平年度見込額である。また、地震保険料控除に係るものは、平成18年度改正における平年度見込額であり、経過措置分を含む。

平成18年度改正における地震保険料控除の創設(個人住民税)

制度の概要

改正前 [損害保険料控除]

支払った損害保険料の額に応じた
一定の金額を所得控除

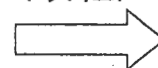
[控除限度額]

長期損害保険: 1万円 (所得税: 1.5万円)

短期損害保険: 2千円 (所得税: 3千円)

ただし最大: 1万円 (所得税: 1.5万円)

(改組)



改正後 [地震保険料控除]

(平成20年度分から適用)

支払った地震保険料の1/2の額
を所得控除

[控除限度額]

2.5万円 (所得税: 5万円)

経過措置として、平成18年末までに締結した
長期損害保険に係る保険料については従前
どおり、損害保険料控除を適用できる。

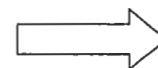
【平成18年度改正の考え方】

税源移譲により、最も納税者の多い限界税率が所得税においては10%から5%に、個人住民税においては5%から10%になることから、個人住民税は「地域社会の会費」であることを考慮し、個人住民税の控除額を所得税の控除額の半分とした。

減収見込額

約90億円(税源移譲後)

※税源移譲前は約50億円



約100億円(平年度)

平成18年度の税制改正に関する答申（抄）

〔平成17年11月〕
政府税制調査会

二 主要な課題

9. 納税環境整備

個人住民税については、徴収の効率化を図る観点から、所得税や介護保険料と同様に、公的年金等からの特別徴収を速やかに実施する必要がある。

公的年金受給者に係る税・社会保険料の徴収方法の比較

所得税

公的年金等の支払の都度、支払金額に応じ公的年金等の支払者が算出した金額を天引き(源泉徴収)

公的年金等の所得は年末調整の対象になっていないため、源泉徴収された税額が総合課税の税額に比べて過不足が生じたときには、確定申告で精算。

介護保険料

公的年金の支払の都度、あらかじめ市町村から通知された金額を天引き(特別徴収)

国民健康保険料

介護保険料と同様の天引き(特別徴収)制度を平成20年度から導入

個人住民税

天引き(特別徴収)なし

公的年金等支払者から市町村に対し提出される公的年金等支払報告書又は確定申告書に基づき、市町村が税額を計算・決定し、普通徴収により徴収。

個人住民税について公的年金からの特別徴収制度を導入することの意義

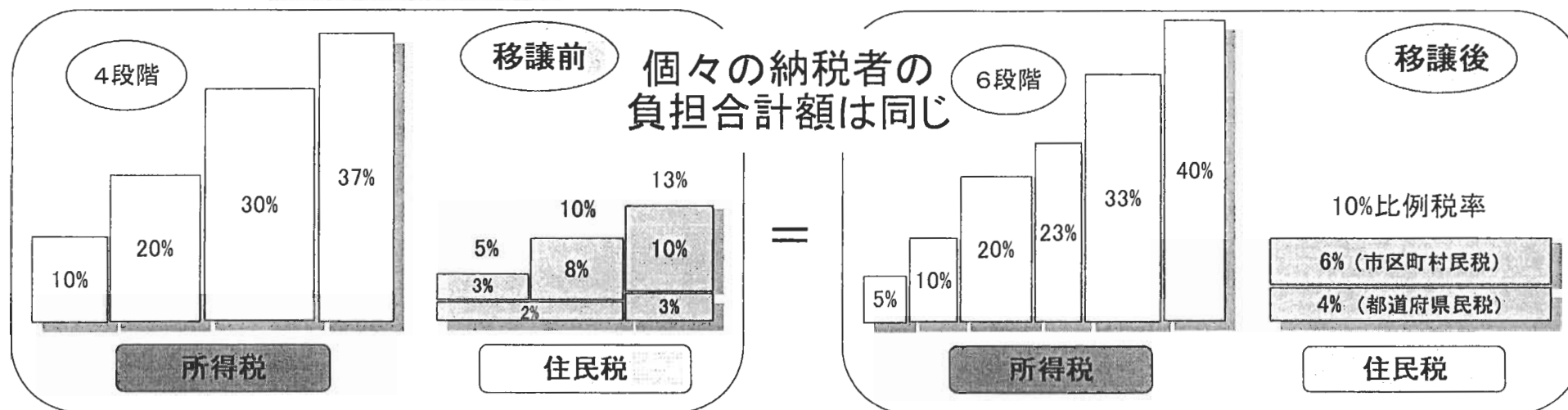
- ・ 公的年金受給者の納税便宜の向上
- ・ 市町村における徴収事務の効率化

※1 年金収入のみで暮らす65歳以上の夫婦世帯の場合、211万円(生活保護基準の級地区分1級地の場合)を超える年金収入がある場合のみ個人住民税の納税義務あり。

※2 65歳以上の年金受給者約2,500万人のうち、個人住民税の納税義務者は770万人程度。(H18年度速報値)
(ただし、年金収入のみでは個人住民税の納税義務のない者を含む。)

稅源移讓關係資料

税源移譲に伴う所得税・個人住民税の税額について



●独身者の場合(年額)

給与収入	税源移譲前 (単位:円)		
	所得税	住民税	合 計
300万円	124,000	64,500	188,500
500万円	258,000	163,000	421,000
700万円	474,000	307,000	781,000
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000



税源移譲後 (単位:円)		
所得税	住民税	合 計
62,000	126,500	188,500
160,500	260,500	421,000
376,500	404,500	781,000
868,500	650,500	1,519,000

=

負担 増減額
0円
0円
0円
0円

●夫婦＋子供2人の場合(年額)

給与収入	税源移譲前 (単位:円)		
	所得税	住民税	合 計
300万円	0	9,000	9,000
500万円	119,000	76,000	195,000
700万円	263,000	196,000	459,000
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000



税源移譲後 (単位:円)		
所得税	住民税	合 計
0	9,000	9,000
59,500	135,500	195,000
165,500	293,500	459,000
590,500	539,500	1,130,000

=

負担 増減額
0円
0円
0円
0円

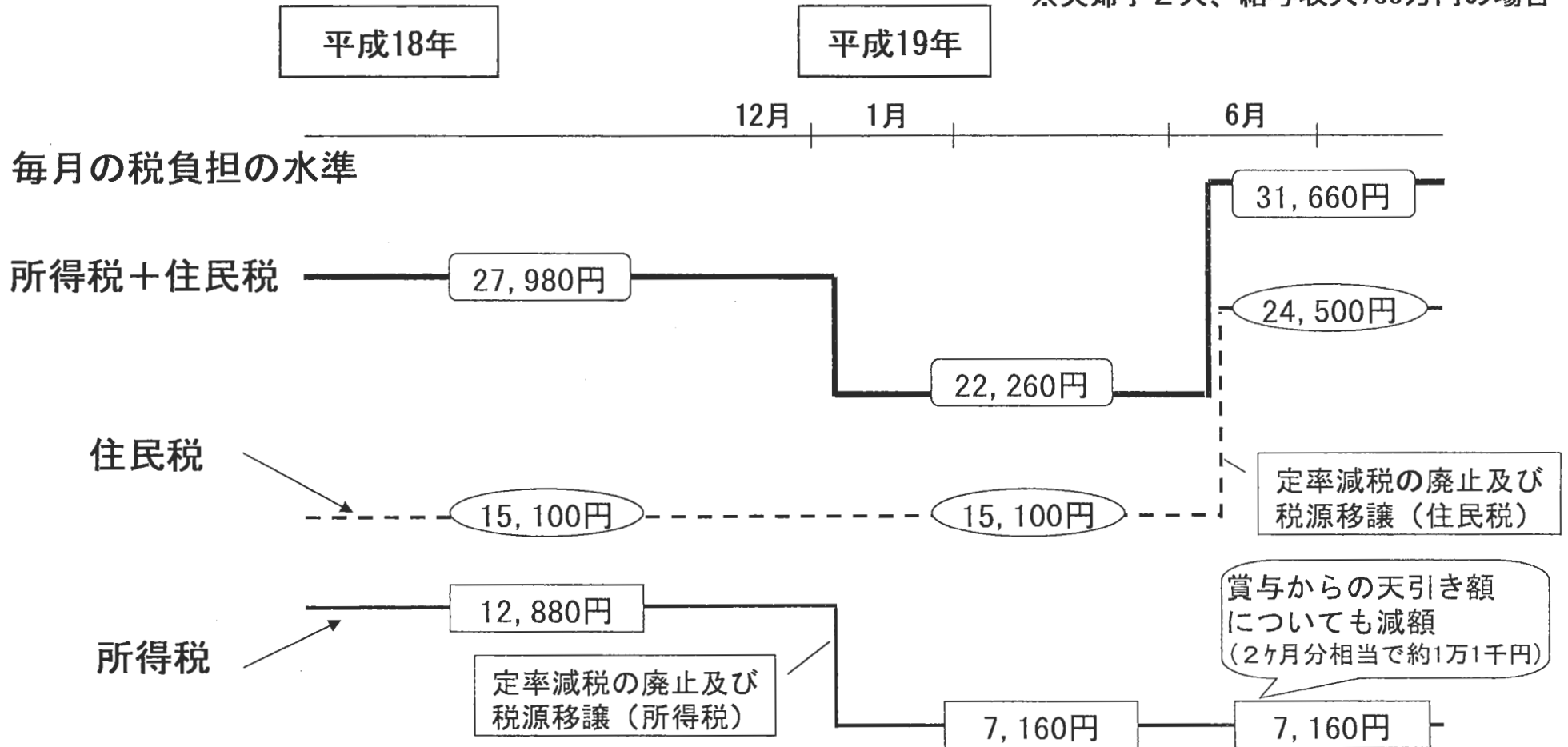
※夫婦＋子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

★上記は税源移譲による負担変動を示すものです。このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。

平成19年の税額変動イメージ（月額）

※夫婦子2人、給与収入700万円の場合



※1. 所得税は各年分の給与収入を月額換算して(16で除して)仮置きした上で、給与所得の源泉徴収税額表(月額表)により算出したものであり、個人住民税は各年度分の税額を月額換算した(12で除した)ものである。

2. 住民税については、100円未満を四捨五入しています。

3. 定率減税廃止の影響等により、住民税が減額となるのは給与収入が1,599万円超、月額の所得税が増額となるのは同1,480万円超となる（年額の所得税が増額となるのは同1,159万円超）。

平成19年の税額変動イメージ（月額）

平成18年

平成19年

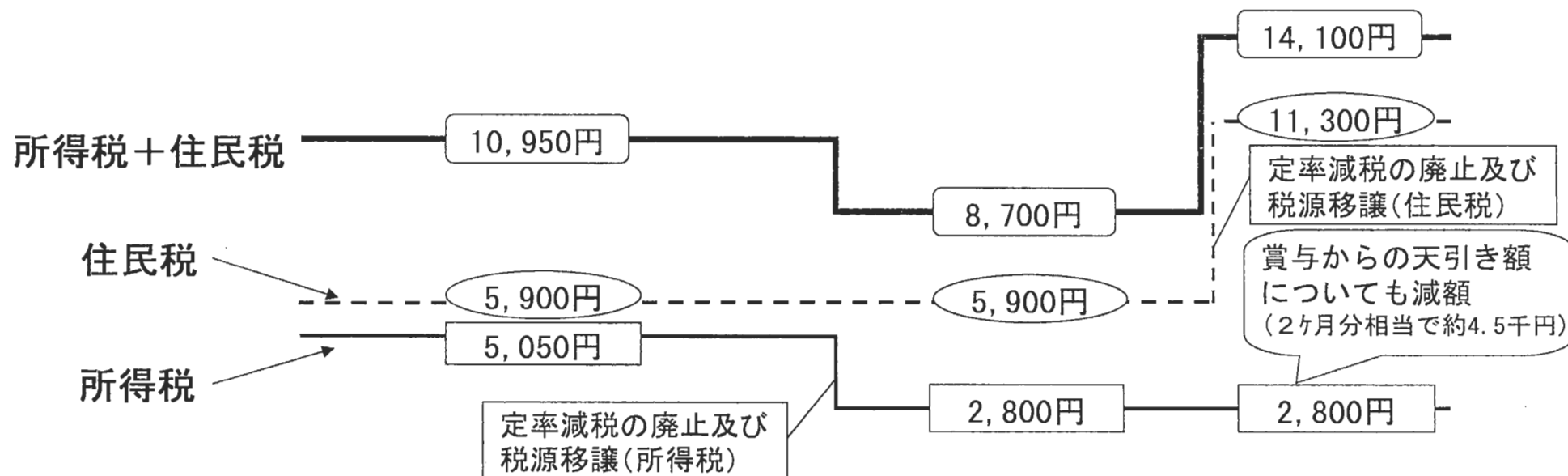
※夫婦子2人、給与収入500万円の場合

12月

1月

6月

毎月の税負担の水準



※1. 所得税は各年分の給与収入を月額換算して(16で除して)仮置きした上で、給与所得の源泉徴収税額表(月額表)により算出したものであり、個人住民税は各年度分の税額を月額換算した(12で除した)ものである。

2. 住民税については、100円未満を四捨五入している。

3. 定率減税廃止の影響等により、住民税が減額となるのは給与収入が1,599万円超、月額の所得税が増額となるのは同1,480万円超となる(年額の所得税が増額となるのは同1,159万円超)。

税源移譲に係る広報について

1. 広報のねらい

3兆円の税源移譲に伴う平成19年の所得税・個人住民税額の変動理由について、負担増と誤解されないよう、国民の理解を得る。

◎所得税・住民税額の変動時(平成19年1月及び6月)を中心に、以下の点を重点的に広報

- * (身近な地方団体がしっかり仕事をできるようにする)地方分権・三位一体改革の一環
- * 所得税と住民税を合わせると、税源移譲前後の税負担額は変わらない
(ただし、定率減税の廃止による負担増は生じる)
- * ほとんどの方は、1月から所得税が減り、6月から住民税が増える

2. 広報の手法

(1) 政府における取組み(予定)

- * 政府広報等を活用し、TV、ラジオ、新聞、雑誌など各種媒体により広報 <各省共通>
- * 地方団体が積極的な広報を行うよう要請・支援 <総務省>
- * 源泉徴収義務者を通じて、リーフレットを配布し、給与所得者に周知 <財務省・国税庁>
- * 年金の源泉徴収票への周知文掲載などにより、年金受給者に直接周知 <厚労省・社保庁等>

(2) 地方団体の取組み(例) ※既にリーフレット等を作成し、配布を始めている団体もある

- <通 年> ホームページ、広報誌、TV、CATV、ラジオなどによる広報(特に本年12月～1月、5月～6月)
- <11月～> ポスターの掲示、リーフレットの配布(全戸配布。税務署等公的機関などへの協力・要請)
- <12月～> 年末調整説明会、確定申告説明会、税制改正説明会、介護保険・国民健康保険の説明会時におけるリーフレット・DVDによる説明など
- <納税通知書発送時> リーフレット・チラシなどの同封、納税通知書への変動理由などの記載